

## 公益社団法人春日部市シルバー人材センター会費規程

(目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人春日部市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第7条の規定に基づき、会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

**第2条** 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

- (1) 正会員：2,900円
- (2) 特別会員：2,900円
- (3) 賛助会員（個人）：3,500円（一口3,500円、一口以上）
- (4) 賛助会員（団体）：10,000円（一口10,000円、一口以上）

2 前項の会費について、理事会は、免除すべき相当の事由があると認めるときは、全部または一部の免除を議決することができる。

(納入期日)

**第3条** 会費は、毎事業年度、原則として4月末日までに納入するものとする。

2 新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後、2か月以内に納入するものとする。

(中途入会の会費)

**第3条の2** 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、別表のとおりとする。

(会費の使途)

**第4条** 会費は、一事業年度における合計額の50パーセント以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(その他)

**第5条** この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、総会で定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月18日開催の定時社員総会において議決され、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は令和7年6月19日から施行する。
- 2 この規程は令和3年4月1日から施行した「公益社団法人春日部市シルバー人材センター会費規程」を全面改定したものである。

従って改定前の「公益社団法人春日部市シルバー人材センター会費規程」は、令和7年6月19日廃止とする。

## 別表

入会月	会 費	団体傷害保険料	年会費
4月	900円	2,000円	2,900円
5月	825円	2,000円	2,825円
6月	750円	2,000円	2,750円
7月	675円	1,500円	2,175円
8月	600円	1,500円	2,100円
9月	525円	1,500円	2,025円
10月	450円	1,000円	1,450円
11月	375円	1,000円	1,375円
12月	300円	1,000円	1,300円
1月	225円	500円	725円
2月	150円	500円	650円
3月	75円	500円	575円